

11. 委員会規程

第1条（目的）

この規程は、日本社会人アメリカンフットボール協会（以下「NFA」という。）で設置する各委員会（以下「委員会」という。の構成と運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（委員会）

理事会の決議により下記の委員会を設置する。

1. 医・科学委員会
2. コンプライアンス委員会
3. 競技委員会
4. チア委員会
5. 審判委員会
 - 5-1. X 1 審判委員会
 - 5-2. 東日本審判委員会（X 3 の試合のみ担当）
 - 5-3. 西日本審判委員会
6. 記録委員会
7. 放送委員会
8. 選手委員会
9. マーケティング委員会

第2条（委員）

委員会の委員は、各委員会から推薦し、理事会が承認し、理事長が委嘱する。

- 2 委員は、20人以内とする。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

第3条（委員長及び副委員長）

委員会に委員長及び副委員長を置き、委員会の決議により決定する。

- 2 委員長は、委員会の議長となり、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

第4条（会議）

委員会は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

- 2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の1週間前までに、書面又は電子メール等により、あらかじめ日時、場所及び議題その他必要な事項を通知する。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、議題につき、あらかじめ書面をもって意見を表明した委員は、出席者とみなす。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
- 5 委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。
- 6 委員会は、原則として、非公開とする。
- 7 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を参考人として、会議への出席、資料の提供、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 委員会は、議事録を、直近の理事会で報告する。

第5条（議事録）

委員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。

- 2 前項の議事録は、原則として非公開とする。
- 3 議事録には、議長及び出席者2名の議事署名人の署名を必要とする。

第6条（事務局）

委員会の事務は、この法人の事務局が行うものとする。

第7条（新設及び廃止）

委員会の新設及び廃止は理事会の決議による。

第8条（施行）

本規程は、2024年4月1日から施行する。